

広島県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十四年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島向原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市向原町保垣字合路一五八八番五地 先から 安芸高田市向原町保垣字有貞一一五三番五地 先まで		四・〇〇〇 一〇・七〇〇	三九・〇〇〇 三一・六〇〇	四九二・〇〇〇 五一九・〇〇〇	
		九・〇〇〇 三二・六〇〇			
	三九・〇〇〇 三一・六〇〇			五一九・〇〇〇	ダブルウェイ 解除